

## 第14 移送取扱所

### 1 移送取扱所に該当しないもの

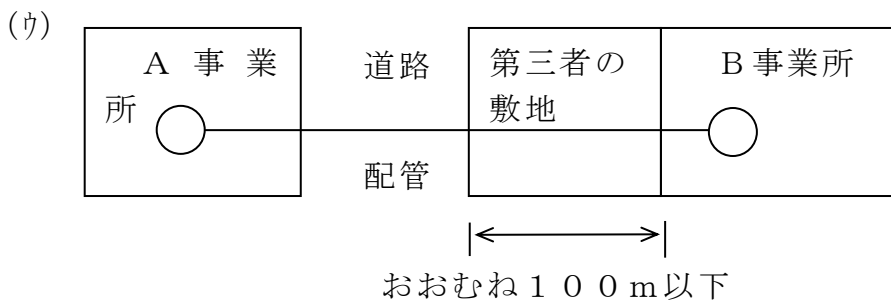
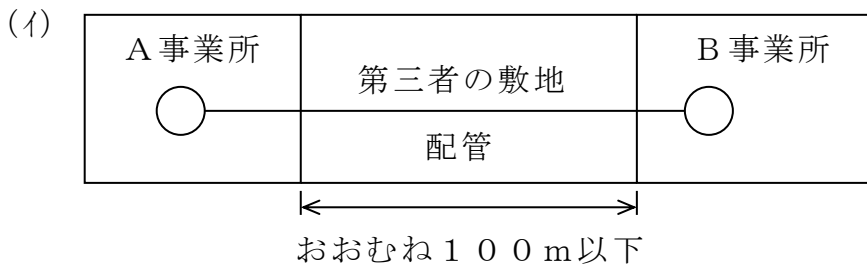
危政令第3条第3号に規定する「配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶から陸上への危険物の移送については、配管及びこれらに附属する設備）」が次に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しない。

(1) 危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの間の配管が一つの道路又は第三者（危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。）の敷地を通過するもので、次の要件のア又はイを満足するもの。（第14-1図参照）

ア 道路にあっては、配管が横断するものであること。

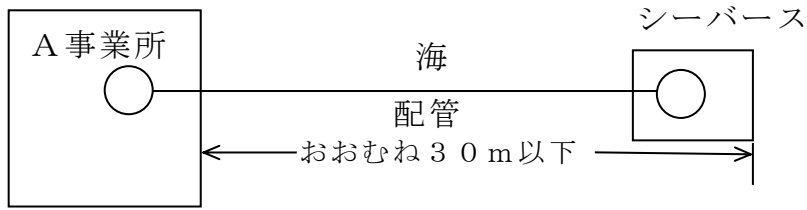
イ 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さがおおむね100メートル以下のものであること。

（第14-1図）移送取扱所に該当しない例1



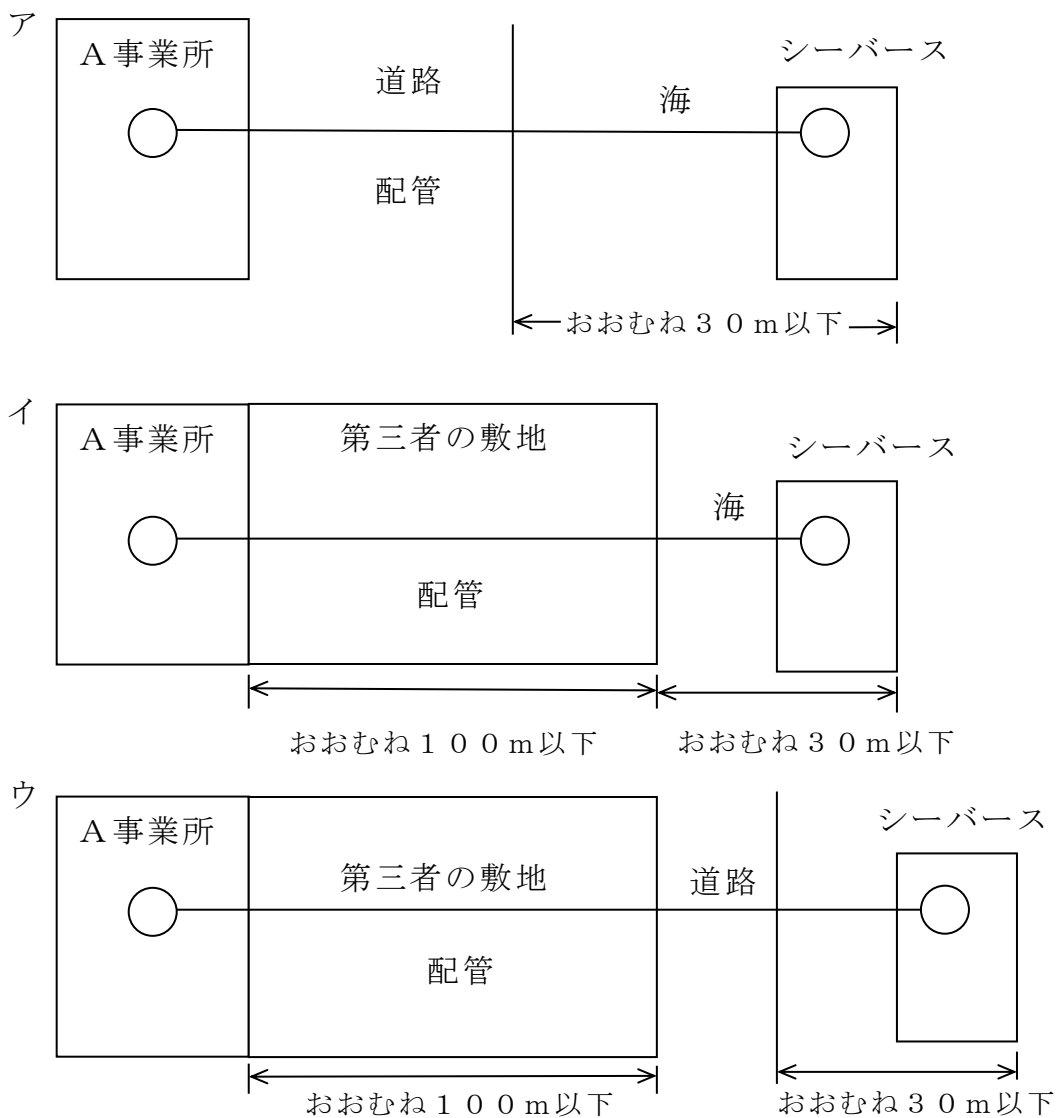
(2) 危険物の送り出し施設又は受け入れ施設が栈橋に設けられるもので、岸壁からの配管（第一石油類を移送する配管の内径が300ミリメートル以上のものを除く。）の長さがおおむね30メートル以下のもの（第14-2図参照）

(第14-2図) 移送取扱所に該当しない例2



(3) 前(1)及び(2)の要件を満たすもの (第14-3図参照)

(第14-3図) 移送取扱所に該当しない例3



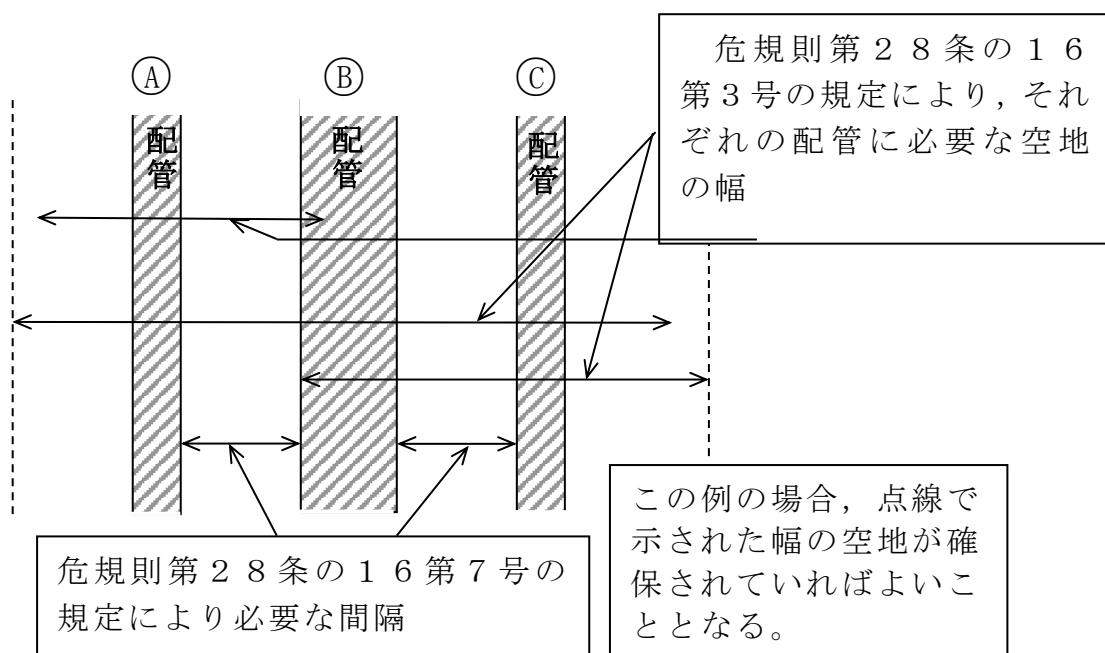
## 2 許可数量の算定

- (1) 1日に移送する危険物の量の合計とする。
- (2) 複数の配管で1件許可をしたものにあつては、それぞれの配管で移送される危険物の量を合算した数量とすること。

### 3 配管の両側に保有すべき空地

二以上の移送取扱所を隣接して敷設する場合，危省令第28条の16第3号の規定により配管の両側に保有すべき空地は次図の例によりその幅を確保すれば足りる。

(第14-4図) 配管の両側に保有すべき空地



### 4 危険物の受入口及び払出し口

移送取扱所の配管と屋外タンクの附属配管との接続部分に受入油の油種が異なる都度，人為的にフランジで接続替えるためのマニホールド切換アームを設ける場合は，危省令第28条の50の規定に適合するものであること。